

各 位

2007年10月9日

三井液化ガス株式会社  
代表取締役社長 佐藤 雅一

## 子会社に対する行政処分について

弊社のLPガス販売子会社であるグロリアガス株式会社（東京都千代田区）は本日、下記の通り「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、液石法といいます）の規定に基づき、経済産業省より販売事業の一部停止を含む行政処分を受けました。

これは、6月にグロリアガス株式会社に対して実施された立入検査及びその後に行われた報告徴収の結果、下記の事実が判明したことによります。

弊社と致しましても今回の処分を厳粛に受け止め、グロリアガス株式会社のお客様に対して改めて深くお詫び申し上げますとともに、既にご報告させていただいております通り、三井液化ガスグループとして今後の保安体制の徹底を図って参る所存です。

なお、このような法令違反が行われた背景及び原因につきましては、徹底した社内調査を行い、今後、さらなるコンプライアンス強化の体制を構築して参ります。

皆様からの信頼を回復できるよう最大限の努力を尽くして参ります。

## 記

### 【行政処分の概要1（液化石油ガス販売事業の一部営業停止）】

#### 1. 処分の概要

各支社における下記期間の新規販売契約締結の停止（液石法第26条に基づく一部営業停止）。

グロリアガス株式会社 東北支社：3ヶ月

グロリアガス株式会社 関東支社：6ヶ月

グロリアガス株式会社 九州支社：3ヶ月

## 2. 処分の原因となる事実

平成 16 年 4 月 1 日から平成 19 年 6 月 22 日までの間に新たに販売契約を締結した顧客のうち、下記軒数において保安業務が実施されていなかったこと（液石法第 2 7 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号（供給設備点検及び消費設備調査）違反）。

グロリアガス株式会社 東北支社：1,308 軒

グロリアガス株式会社 関東支社：4,418 軒

グロリアガス株式会社 九州支社： 578 軒

### 【行政処分の概要 2（業務改善命令等）】

#### 1. 処分の概要

- (1) 書面交付未実施の顧客に対し速やかに書面を交付するとともにその結果を平成 20 年 1 月 31 日までに報告すること（液石法第 1 4 条第 2 項に基づく書面の再交付命令）。
- (2) 保安業務未実施の顧客に対して 3 ヶ月以内に保安業務（点検及び調査）を実施するとともにその結果を平成 20 年 1 月 31 日までに報告すること（液石法第 3 4 条第 3 項に基づく保安業務の改善命令）。
- (3) 保安業務を実施するに当たり、管理体制整備及び保安教育の実施等の改善計画を定め、平成 19 年 10 月 31 日までに報告すること。またその実施状況を四半期毎に 1 年間報告すること（液石法第 3 4 条第 3 項に基づく保安業務の改善命令）。

## 2. 処分の原因となる事実

- (1) 書面交付義務違反（液石法第 1 4 条第 1 項違反）。  
4,264 軒（内訳 未交付：3,738 軒 虚偽：526 軒）
- (2) 保安業務実施義務違反（液石法第 2 7 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号（供給設備点検及び消費設備調査）違反）。  
15,364 軒（内訳 未実施：5,429 軒 虚偽：9,935 軒）
- (3) 保安業務における技術上の基準適合違反（液石法第 3 4 条第 1 項違反）。  
16,131 軒

以上